

福井市告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき、福井市森林整備計画をたてたいので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第2項の規定により、当該森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに、福井市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年2月2日

福井市長 西 行 茂



1 縦覧場所

福井市大手3丁目10番1号 福井市農林水産部林業水産課及び福井市のホームページ

(<https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/ringyou/seibikeikakuhenkou.html>)

2 縦覧期間

令和8年2月2日から同年3月4日まで